

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第23号

1. 企業型確定拠出年金 マッチング拠出の導入の検討を

□企業型DCマッチング拠出のポイント

2. ろうきんDCプランのご案内

□負担の少ないローコスト設計

□豊富な運用商品ラインナップ



1. 企業型確定拠出年金マッチング拠出の導入の検討を

企業年金制度は、適格退職年金の廃止以降、確定拠出年金（DC）が企業年金制度の主流の一つとなっています。老後資産形成における企業年金の位置付けは、依然として高く、加入者の自助努力と老後資産形成を支える事業主（企業）の役割が一段と高まっています。この折、企業型DCは2012年の法改正を受け、低コストで福利厚生を拡充を図れる「マッチング拠出」が可能となりましたが、いまだ未導入先が多い状況です。今回のNEWSでは、企業型DCの「マッチング拠出」をご紹介します。

DCの特徴と言えば、企業型・個人型ともに拠出した掛金、運用の結果得られた利益は非課税であり、年金受給時（受け取る時）も、公的年金等控除などの税制優遇措置を受けられるというメリットが挙げられます。

2012年1月の法改正以前の企業型DCは退職給付制度として位置づけられているため、会社が掛金を拠出する仕組みとなっていました。法改正後は、事業主が拠出した掛金に加えて、加入者も一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出できる「マッチング拠出」が可能となり、同時に加入者掛金も税制優遇措置を受けられるようになりました。

しかしながら、厚生労働省公表の統計（2015年9月30日基準）によると、マッチング拠出の導入状況は次の通り、承認規約数ベースでは31%、実施事業主数では26%に留まっており、未導入先がまだまだ多くあることがうかがえます。

厚生労働省承認規約／実施事業主数	件・社数	導入シェア
マッチング拠出を定めた承認規約数	1,492件	31.4%
承認規約数	4,745件	
マッチング拠出を定めた承認規約を実施する事業主数	5,535社	26.5%
実施事業主数	20,849社	

出所：厚生労働省公表の統計を基に本会が作成（2015年9月30日基準）



マッチング拠出は企業型年金規約に定めれば導入することができますが、導入した場合でも、加入者がマッチング拠出の利用を強制されることはありません。

組合員にとっては、任意で利用でき、かつ税制メリットの大きい制度なので、労働組合としても制度の概要を理解し、マッチング拠出の導入を検討されてはいかがでしょうか。

マッチング拠出の制度概要は次頁以降でご案内しておりますので、ご参考にしてください。

【確定拠出年金を導入する・している会員のみなさまへ】

「ろうきんDC定期預金」を商品ラインナップに加えませんか？

競争力のある金利水準・高い信用力から、多くの企業に選定いただいております。（2016.1.5時点）

ろうきん
DC定期（5年）

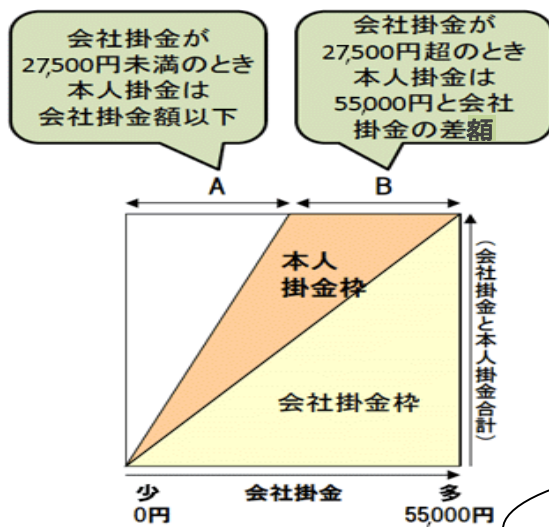
年利 **0.14%**

企業型DCマッチング拠出のポイント

- (1) 加入者の掛金は、会社掛金と同額まで、かつ合計で拠出限度額までです
- (2) 加入者の掛金は全額所得控除になります
- (3) マッチング拠出は低コストで福利厚生の拡充が図れます
- (4) マッチング拠出の導入検討時に、想定利回りや運用商品も併せて検証が必要です
- (5) 企業年金に自助努力の要素が加わり、投資教育の拡充が求められます

(1) 加入者の掛金は、会社掛金と同額まで、かつ合算で拠出限度額まで

マッチング拠出の金額には上限が設けられています。会社の掛金との合計で拠出限度額である月額 55,000 円を超えることはできません（確定給付企業年金または厚生年金基金等を併用している場合は月額 27,500 円）。また、企業年金は主たる拠出者は会社であるという考えにもとづき、会社の掛金を加入者本人の掛金が上回ることもできません。詳しくは図表のようになります。



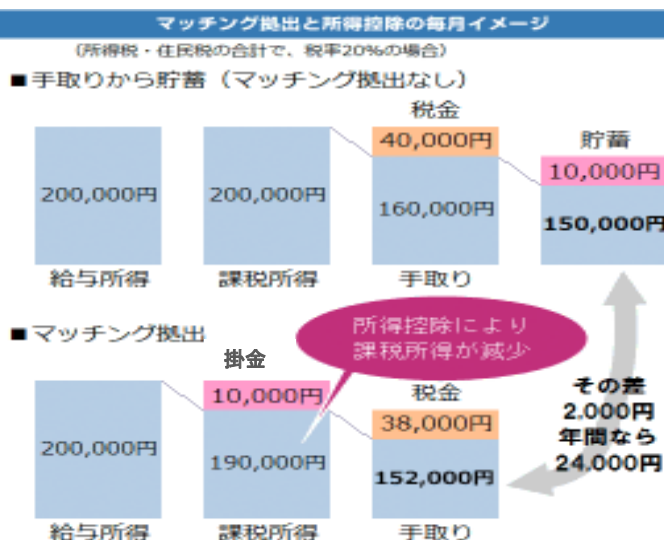
	会社掛金額	本人掛金額
A	5,000円	5,000円以下
	10,000円	10,000円以下
	20,000円	20,000円以下
	27,500円	27,500円以下
B	30,000円	25,000円以下
	40,000円	15,000円以下
	50,000円	5,000円以下

(左図とも限度額55,000円のケースで説明)

なんと労金連企業年金ホームページでは、DC掛金節税効果シミュレーションができます。ぜひアクセスください。

(2) 加入者の掛金は全額所得控除に

マッチング拠出の最大のメリットは、加入者の掛金に税制優遇措置が適用されることです。毎月拠出した掛金については、全額が所得控除の対象となるため、将来のために拠出すると、所得税・住民税が軽減されることとなります。また、会社掛金と同様に資産運用によって生じた利益



⇒ 同じ10,000円でも2,000円の差がつく (実質20%の利回り)

については全額が非課税となります。売却益、利息、配当、収益分配金などがそのまま手元に残るため、効率的な資産形成が行えます。これは現役時代に行う資産形成における大きな税制優遇措置です。

なお、加入者の掛金は、会社が拠出した掛金と分別されず、一体となって運用管理されるので、退職一時金として受取る場合は退職所得、年金として受取る場合は雑所得として取扱われ、それぞれ退職所得控除・公的年金等控除の適用対象となります。

注) 本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。



(3) マッチング拠出は低コストで福利厚生の拡充が図れます

マッチング拠出の導入にあたっては、給与計算システムの修正コストや、案内や申請などの事務手続きが発生するものの、制度自体は加入者が掛金を負担する仕組みなので、給料アップや諸手当の拡充とは異なり、会社側の人件費が膨らむようなことはありません。

つまり、低コストで福利厚生の拡充が図れることから、労使双方にメリットの大きい制度であるので、労働組合から積極的にマッチング拠出の導入を提案してみてもいいのではないでしょうか。

(4) マッチング拠出の導入検討時に、想定利回りや運用商品も併せて検証を

マッチング拠出の導入は、企業型 DC の制度運営状況を改めて検証する良いタイミングです。

DC を導入する際に労働組合で協議して整理した各種条件が、今の経済状況や制度の運営実態と照らして大きく乖離していないかなどを労使で検証し、より良い DC 制度に改善していくことが理想的です。

(5) 企業年金に自助努力の要素が加わり、投資教育の拡充が求められます

マッチング拠出導入以前の DC の投資教育は、会社掛金をどのように運用するかを中心とした内容でした。しかし、マッチング拠出の導入により、企業年金に自助努力の要素が加わったことで、これまで以上にライフプランや退職後の資産形成の手段として捉える必要が出てきています。

会社が実施する投資教育でも、ライフプラン・リタイアメントプランに特化した研修を実施するなど、投資教育の拡充が求められます。

2. 小規模団体向けの「ろうきんDCプランのご案内」

「ろうきんDCプラン」は、労働組合の専従者や中小企業等に対応した「総合型DCプラン」です。もちろんマッチング拠出の取扱いも可能です。1 団体単独実施に比べて、手続きが簡単で運営コストを大幅に削減できます。ご質問、ご不明なことがありましたら、何なりと労働金庫連合会にお問い合わせください。

ろうきんDCプランは「総合型」プランです

ろうきんの中央機関「労働金庫連合会」が代表事業主となって、企業型確定拠出年金規約を1つ作成し、当該規約に、複数の企業（事業主）が参加する、1規約複数契約型の総合型プランです。

1 負担の少ないローコスト設計です

運営管理コストを低減することができる総合型のプランです。

運営管理コスト例（年間）	
50名加入の場合 ▶	207,500円
100名加入の場合 ▶	365,000円
200名加入の場合 ▶	678,000円

※表示は税抜です

注：導入後、加入者数が増減した場合、運営管理コストが変更となる場合があります。
加入者数が同一の場合、運営管理コストは、導入初年度および次年度以降、変更されません。
資産管理手数料は、別途年金資産の額に応じて発生します。

2 豊富な運用商品ラインアップがあります

元本確保型商品・投資信託ともに、ろうきんならではの魅力ある商品を取り揃えています。

1 元本確保型商品（定期預金、保険商品）

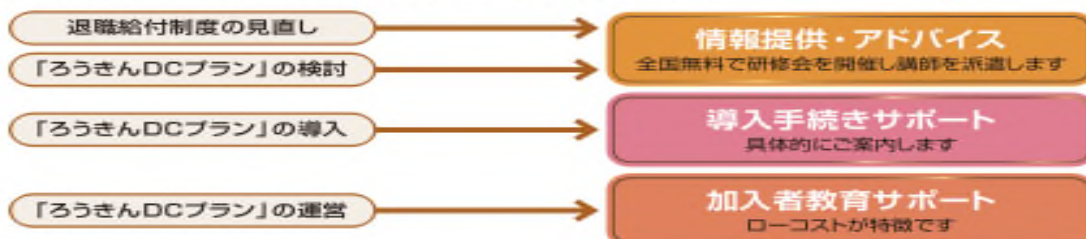
定期預金は安全・競争力のある「ろうきん確定拠出年金定期預金」を採用

2 元本確保型以外の商品（投資信託）

信託報酬の低い投資信託を採用
社会的責任投資を行う「SRIファンド」もラインアップ

3 手厚いサポートで安心です

退職給付制度の見直しから、「ろうきんDCプラン」の運営まで、あらゆる局面において、ろうきんが強力にバックアップします。



<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039】